

5 情 個 第 6 号

令和5年4月28日

京丹後市教育委員会

教育長 松本 明彦 様

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会

会長 曾 根 寛

答申書の交付について

京丹後市個人情報保護条例第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

事件番号 令和5年3月13日付け4情個第52号

事 件 名 個人情報開示請求に対する令和5年2月1日付け4教育第2227号  
個人情報の存否を明らかにしない決定に係る審査請求



## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求の対象とされた個人情報存否を明らかにしないとした京丹後市教育委員会の決定は妥当と思慮されることから、本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 不服申立ての経緯

- (1) 審査請求人により、苦情相談が行われた。
- (2) 審査請求人は、令和4年12月18日付けで(1)の苦情相談及びそれに係る関係者への聞き取り調査の記録を個人情報開示請求した。
- (3) 実施機関は、個人情報開示決定等期間延長書を審査請求人に交付した。
- (4) 実施機関は、請求内容について個人情報不存在決定通知書、個人情報不開示決定通知書及び個人情報の存否を明らかにしない決定通知書（4教育第2227号）を審査請求人に交付した。

### 第3 審査請求人による不服申立ての主たる理由

- (1) 実施機関は、原処分に係る個人情報開示請求で請求された個人情報の一部について、不存在決定（以下「決定1」という。）又は不開示決定（以下「決定2」という。）を行っている。このことからそれらの個人情報はその存否が明らかになっている状態である。原処分に係る個人情報開示請求で請求された個人情報は「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる情報」であるから不開示となるものであるが、実施機関が行った決定1又は決定2により、以下の2点が証明される。
  - (ア) 決定1が行われたことから、請求された個人情報が存在しない場合、不存在決定を行えば、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれはない。
  - (イ) 決定2が行われたことから、請求された個人情報が存在する場合、不開示決定を行えば、当該個人の権利利益を不当に侵害することを防ぐことができる。

このことにより、4教育第2227号の存否を明らかにしない決定には合理性がないため、処分を取り消すべきである。

(2) 実施機関は、審査請求人と行った面談等の記録を過去に開示している。

2月12日に行われた面談報告書には、1月23日に審査請求人の子に対して行われたカウンセリング及び1月31日に行われた審査請求人の妻への聞き取り調査について、審査請求人に説明した旨記述されている。このことから審査請求人の子への聞き取り調査及び審査請求人の妻への聞き取り調査は、少なくとも2月1日から12日までの間には行われていない事実が導ける。

2月25日に面談が行われた2月28日付の面談報告書には、審査請求人の子がカウンセリングを受けない旨記述されている。このことから審査請求人の子へのカウンセリングは、少なくとも2月25日までは行われておらず、よって2月1日から25日の間にはカウンセリングが行われていない事実が確定する。

実施されていない聞き取り調査やカウンセリングの記録は存在しないはずであるので、前述の(1)の(ア)から個人情報が存在しないのであれば、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはないことから、存否を明らかにしないこととする理由がないはずである。

#### 第4 実施機関による個人情報の存否を明らかにしない決定に係る理由の説明

(1) 請求された個人情報の存否を「明らかにする判断」と「明らかにしない判断」が存在する理由は、以下のとおりであるとしている。

(ア) 原処分と同時に行った決定1に係る保有個人情報は、審査請求人からの苦情申立等を受けて、実施機関が教職員に対して行った聞き取り調査の事務に関する情報であって、これらの情報の存否は審査請求人が行った過去の個人情報開示請求により知り得た内容から、審査請求人にとって既知の情報であると判断し、京丹後市個人情報保護条例（平成17年京丹後市条例第11号。以下「保護条例」という。）第23条第2項により不存決定としたもの。

(イ) 原処分と同時に行った決定2に係る保有個人情報は、審査請求人が過去の個人情報開示請求に対する決定において取得した面談記録の中に聞き取り調査やカウンセリングの実施の事実を特定できる記述があったことから、これらの情報は、審査請求人にとって既知の情報であると判断し、保護条例第19条第1項第2号を適用し、不開示決定としたもの。

(ウ) (ア)及び(イ)と判断する一方で、審査請求人が聞き取り調査及びカウンセリングの具体的な実施日を特定できないなど、審査請求人にとって既知の情

報ではないと実施機関が判断したものについては、保護条例第19条第1項第2号を適用し、不開示であると判断するとともに、保護条例第22条に該当するため、存否を明らかにしない決定としたもの。

- (2) 実施機関は、過去に開示した面談記録について、当該記録は実施機関又は学校が審査請求人と面談した内容を実施機関が記録したものであり、その面談の内容は直接やり取りをした審査請求人にとって既知の情報であり、審査請求人に係る保有個人情報であると解していると説明している。

他方で、原処分において個人情報開示請求された内容には、審査請求人以外の個人に関する情報（以下「第三者個人情報」という。）が含まれているものでありと判断し、保護条例第19条第1項第2号を適用し、不開示であると判断したものであり、保護条例第22条に該当するため、保護条例第23条第2項の規定により存否を明らかにしない決定としたものとしている。

## 第5 審査会の判断

- (1) 実施機関が審査請求人にとって既知の情報ではないと判断した情報の存否を明らかにしない判断の妥当性について

審査請求人は、実施機関が原処分に係る個人情報開示請求において、不存在決定又は不開示決定を行っており、実施機関として保有個人情報が存在しない場合は不存在決定を、存在する場合は不開示決定を行えば、当該保有個人情報を保護することができるかと判断していると主張している。このことから、これまでに開示された個人情報を組み合わせて、検討することにより存否を明らかにしない決定としている部分の個人情報の存否は類推でき、先の例から当該個人情報が存在しない場合は不存在決定をすればよいのであって、存否を明らかにしない決定とすることは不当であるとしている。

一方で実施機関は、あくまでこれまで開示した保有個人情報が記載された公文書中の記載内容によって、審査請求人にとって既知の情報であるか否かを判断をしているとし、原処分で存否を明らかにしない決定とした個人情報が、これまでに審査請求人に対して開示した保有個人情報からは、審査請求人にとって既知の情報であると判断できないことからそれらの個人情報について存否を明らかにしない決定としたと弁明している。

- (2) 不服申立て理由の検討

ア 実施機関が審査請求人にとって既知の情報ではないと判断した情報の存否を明らかにしない判断の妥当性について検討する。

実施機関は、保有個人情報が開示できない理由として、保護条例第19条第2号を挙げており、開示の可否についてはこの条項により判断していると考えられる。同号アでは「法令等の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」と規定されており、実施機関としてはこの条項により請求された個人情報を、審査請求人にとっての既知の情報又はこれまでに開示した保有個人情報の内容からは審査請求人にとって既知の情報とは言えない情報に分類したものと考えられる。この対応は、個人情報開示請求があるごとに開示請求者にとっての既知の情報がどういったものであるかを都度判断を行う必要があり、非常に膨大な作業が必要となると思われるものであるが、出来る限り開示できる範囲を増やそうとする実施機関の取り組みであると思慮されることから、特定された保有個人情報の内容を見極めた上で、それらの存否を明らかにするか否かを慎重に判断するなど、明確な基準及び判断に基づいて運用されるのであれば、この実施機関の取り組みを否定する必要はないと考えるところである。

その上で、原処分において請求された内容は、第三者個人情報が含まれていることは明らかであり、それらの情報の内、実施機関が審査請求人にとって既知の情報であるか否か判断することができないものについては、当該情報の存否を明らかにしないと実施機関が判断することは妥当であると考えるところである。

イ 以上のとおり、本件審査請求について、実施機関が決定した個人情報の存否を明らかにしない決定は妥当であると思慮されるため、本審査請求には理由がないとして、棄却すべきであると考えるところである。

## 第6 審査の経過

本件諮問に係る審査の経過は、以下のとおりである。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年 3月13日	諮問書、審査請求書、弁明書及び反論書の受理
令和5年 3月24日	審議（第1回）

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 5 年 4 月 1 3 日	審査請求人及び実施機関による口頭意見陳述 審議（第 2 回）
令和 5 年 4 月 2 1 日	審議（第 3 回） 答申の検討
令和 5 年 4 月 2 8 日	答申

